

事業者向けの主な支援策

新型コロナウイルスの影響を受ける市内の事業者に対して、緊急支援を行います。

	支援制度・窓口等	問い合わせ先
給付金（もらえる）	<p>雇用調整助成金</p> <p>特例措置の経過措置は R5.3月末まで</p> <p>労働者の一時休業などにより雇用維持を図った場合に休業手当等の一部を事業主へ助成</p>	<p>【国】福岡助成金センター 雇用調整助成金分室 092-402-0537 平日8:30~17:15</p> <p>【国】雇用助成金コールセンター 0120-60-3999 9:00~21:00（土日祝日対応）</p>
	<p>事業者向け支援金等</p> <p>申請期間はR5.1月末まで</p> <p>申請サポート事業（サポート金の支給）</p> <p>令和4年7月1日以降に申請を行った対象支援金の申請手続き等を、社会保険労務士・行政書士に依頼した際の報酬の5分の4を市が負担 （上限10万円、過去にサポート金の支給を受けた方も利用可）</p>	<p>【市】福岡市事業者向け支援金等案内センター 092-600-0293 平日9:00~17:00</p> 
	<p>福岡市新規創業促進補助金</p> <p>国の特定創業支援等事業を活用し登録免許税半額軽減を受け会社を設立した方に対し、残りの半額相当額を支援</p>	<p>【市】経済観光文化局 創業支援課 092-711-4455 平日9:00~17:00</p>
融資（かりる）	<p>福岡市商工金融資金制度</p> <p>・経営安定化特別資金（特例枠）（保証料ゼロ、融資利率1.3%） ※融資申込に際しては、事前にセーフティネット保証4号の認定が必要となります。</p>	<p>【市】中小企業サポートセンター（経営支援課） 092-441-2171 平日9:00~16:30</p> <p>※取扱金融機関（お取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。）</p>
	<p>日本政策金融公庫の特別貸付</p> <p>・新型コロナウイルス感染症特別貸付 等 ・衛生環境激変対策特別貸付（旅館業、飲食店営業等） ・農林漁業セーフティネット資金（農林漁業者向け）等</p>	<p>日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 平日9:00~17:00</p>
相談したい	<p>事業者向け共同相談窓口</p> <p>福岡商工会議所ビルに設置の共同相談窓口（総合受付2階） 新型コロナウイルス感染症対策として、福岡商工会議所と福岡市が連携のうえ、経営相談窓口を設置</p>	<p>福岡商工会議所 092-441-2161、 092-441-2162 平日9:00~17:00 （12:00~13:00除く）</p>
	<p>事業者向け支援金等</p> <p>申請サポート事業（相談対応）</p> <p>事業者向け支援施策に関する電話相談に対応 申請手続き方法や必要書類などの相談を希望する場合は、専用相談サポーターが無料で訪問し対応 ※訪問の対象となる支援金等には限りがあります。</p>	<p>【市】福岡市事業者向け支援金等案内センター 092-600-0293 平日9:00~17:00</p> 



令和4年12月1日現在の情報です。各支援策の詳細や最新情報、その他の支援策についての情報は、ホームページをご確認ください。
https://www.city.fukuoka.lg.jp/shicho/koho/health/covid19_ji.html

福岡市 コロナ支援

検索